

平成29年9月6日

自治労大阪府職員労働組合
税務支部中央分会
分会長 浪江達也 様

大阪府中央府税事務所長 辻本秀也



回 答 書

2017年8月14日に提出のありました要求書について、下記のとおり回答します。

記

要 求 事 項	回 答 事 項
1 当局は分会との労使慣行を厳守し、労働条件の改変にあたっては、一方的実施は行わないこと。	1 良き労使関係については、尊重してまいりたい。また、勤務条件に関わる事項については、所要の協議を行ってまいりたい。
2 平成25年4月より新事務所として、4フロアに分かれての業務を行っているが、職員の安全衛生の観点から男女各更衣室について休養設備の確保や手洗い場の新設など、拡充を図ること。 また女性職員の増加に見合う更衣室とトイレの確保を図るなど、各フロアの職場環境が同一となるよう改善を行うこと。 また全フロア各トイレにウォシュレットを設置すること。	2 更衣室及び手洗い場の新設は困難でありますので、別階の手洗い場を利用するなど願いたい。また、女性職員の増加が見られる場合等には、一部を別階に移動する等の措置を含め検討してまいります。 ウォシュレットの設置については、関係先に要求の趣旨を伝えてまいりたい。
3 一般定期健康診断・特別健康診断（女性検診・人間ドック・VD T作業等）の充実や受診対象範囲の拡大をはかり、職員の健康管理体制を強化すること。	3 要求の趣旨については、税政課に伝えてまいりたい。
4 職員の健康保持・増進および快適な職場環境の形成をはかるため、生活習慣病対策・メンタルヘルス対策・インフルエンザ等の感染予防対策を強化すること。	4 当所安全衛生委員会において検討し、所属としての対策を講じるとともに、要求の趣旨については、税政課に伝えてまいりたい。
5 執務室の空調・換気・照明・臭気等については、日常的に点検を充実するとともに、冷暖房運転については、職員の健康管理に留意して行うこと。	5 執務室の空気環境、照度については、定期的な測定を実施しており、いずれも適正の結果が出ております。また、冷暖房運転については、今後とも職員の健康管理に留意し適切な運用に努めてまいりたい。
6 庁用自動車等は、点検・整備に努めるなど職場（業務）環境の安全を図ること。また更新時には、安全対策の一環として「リアビューモニター」の設置等、事故防止対策を講じること。	6 庁用自動車等については、定期的に点検整備を実施しております。「リアビューモニター」の設置につきましては、リース契約の都合上、困難であるが、要求の趣旨については、税政課に伝えてまいりたい。
7 受動喫煙防止措置の徹底を図るため、健康増進法の趣旨及び福祉のまちづくり条例誘導基準に基づく分煙空間設備を新別館近くに増設すること。	7 要求の趣旨については、関係先に伝えてまいりたい。
8 税務手当について調整額に移行し、税務職員の士気高揚と税務行政遂行の水準向上を図り、働き甲斐のある職場を構築すること。	8 要求の趣旨については、税政課に伝えてまいりたい。